

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて、お客さまをはじめ、株主さま、社会、従業員など全てのステークホルダーの価値をともに高める、グループ経営理念「価値創造の経営」にもとづき、経営の健全性をより一層向上させるとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に、より迅速かつ的確に対応するために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推し進めている。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	111,535,000	5.17
日本生命保険相互会社	108,103,921	5.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	93,430,000	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	74,236,000	3.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	69,929,401	3.24
株式会社りそな銀行	52,777,081	2.45
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT	37,811,505	1.75
ニッセイ同和損害保険株式会社	30,961,919	1.43
明治安田生命保険相互会社	30,889,305	1.43
燈友会	26,254,392	1.22

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
岸本 忠三	学者										○
森下 俊三	他の会社の出身者										○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
岸本 忠三	――	医学研究活動における優れた業績と大阪大学総長としての組織運営における豊富な経験等から、適任であると考えたため。
森下 俊三	西日本電信電話株式会社 取締役相談役	西日本電信電話株式会社の取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い識見等から、適任であると考えたため。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

――

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、監査の実効性・質的向上を図っている。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、監査の実効性・質的向上を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
林 敏彦	学者									○
鳥越 健治	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
林 敏彦	――	当社の経営に関連する分野で高い識見を有しているなど、社外監査役として適任であると判断しているため。
鳥越 健治	――	広島高等裁判所長官を務めるなど、法曹実務家としての豊富な経験と専門的知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しているため。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

林監査役は、平成20年度において、11回開催された取締役会のうち10回に出席し、11回開催された監査役会のうち10回に出席した。鳥越監査役は平成20年度において、6月27日付で就任後に9回開催された取締役会に全て出席し、9回開催された監査役会に全て出席した。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

短期的な経営成績の向上はもちろんであるが、長期的な成長や経営の安定性も重視しているため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明

平成20年度に取締役を支払った報酬:560百万円(平成20年6月27日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の報酬を含む。)

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は秘書部が、社外監査役は監査役室が、それぞれサポートしている。また、社外取締役・社外監査役に対し、会社状況全般の理解を深めるため、適宜・適切な情報提供の機会を設けている。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

明確に定められた社内規程に則って、業務執行を行う取締役及び執行役員で構成する経営会議で専門的見地から事案を精査し、取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っている。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成されており、子会社等を含めた当社グループ全般に関わる重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を期している。また、当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会の決議で委嘱された職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務することにより、業務執行にかかる意思決定の確実かつ効率的な実施を図るなど、取締役会の監督機能および業務執行機能のより一層の強化に努めている。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の熟慮期間を確保するため、招集通知の早期発送(約4週間前)を行っている。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができ、株式会社ICJの運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」も利用できる。
その他	招集通知の発送と同時に、招集通知(和文・英文)を当社ホームページに公開している。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会(毎回約100名出席)を、毎年3回実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米の機関投資家(欧州、米国それぞれ約20社)を、毎年1回訪問。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務情報、事業報告書、有価証券報告書、アニュアルレポート、その他会社データを掲載。(URL <a href="http://www.osakagas.co.jp/ir/index.html">http://www.osakagas.co.jp/ir/index.html</a> )	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画本部 企画部、IR担当役員:取締役 北前雅人、IR事務連絡責任者:経営企画本部 IR部長 澤田公一	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて、お客さまをはじめ、株主さま、社会、従業員などの全てのステークホルダーの価値をともに高めていく「価値創造の経営」を基本理念としている。また、「大阪ガスグループCSR憲章」および「大阪ガスグループ企業行動基準」を制定し、グループ内での徹底を図っている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要なステークホルダーとのコミュニケーション(消費者、環境分野の専門家、有識者等)を推進している。また、環境専門機関からの意見をもらい、対応策を検討、実施している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報公開に関する当社グループ内規程を策定し、積極的な情報公開を推進している。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制について定めており、その概要は以下の通りである。

#### 1. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)業務執行取締役は、「大阪ガスグループCSR憲章」を踏まえて、「大阪ガスグループ企業行動基準」を定め、取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動を推進する。
- (2)業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とCSR委員会の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。
- (3)当社グループの取締役・従業員は、当社グループにおけるコンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役または上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告し、業務執行取締役、コンプライアンス部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断過程等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
- (2)当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。
- (2)当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長(当社の基本的組織単位の長)は、リスク(外部要因による危険、内部要因による危険、外部者との取引等に伴う危険)ごとに、リスク発生の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
- (3)損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
- (2)当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 前記各事項に加えて、業務執行取締役は、善管注意義務を尽くすことを前提に、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。
- (1)当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社(中核会社)または関係会社を管理する基本組織(経営サポート組織)を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
  - (2)当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、当社の監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)業務執行取締役は、監査役への求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に從事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
- (2)監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従する。

#### 7. 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1)業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- (2)監査役補助者の人事考課、異動、懲戒については、事前に監査役の意見を徴する。

#### 8. 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他の監査役への報告に関する事項

- (1)取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに報告する。
- (2)取締役・従業員は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況その他重要な事項を、遅滞なく報告する。
- (3)当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。

#### 9. その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2)監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。

#### II 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社はすべての反社会的勢力との取引や利益供与は、いかなる理由をもってしても正当化されず絶対禁止であるものとして、『大阪ガスグループ企業行動基準』に定め、毎年定期的に全役員・従業員等に対して周知徹底することにより遵守させており、以下のとおり体制を整備している。

- ・総務部を対応統括部署と定め、不当要求防止責任者を関係組織に設置している。
- ・警察等の外部の専門機関とも情報交換を行い、有事の場合に対応いただくよう連携している。
- ・反社会的勢力に関する情報を収集し、適宜社内での共有化を図っている。
- ・対応マニュアルを整備し、社内研修を実施するなど、社内での啓蒙、注意喚起を適切に行っている。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

